

## 答 申 書

事件番号 令和 5 年度第 1 号

提 出 日 令和 7 年 1 月 2 7 日

笠松町長 古田 聖人 様

笠松町行政不服審査会

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人が令和 6 年 2 月 20 日に審査請求を行った「排水設備等計画変更確認を取り消す」件について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は却下すべきである。

### 第 2 事案の概要

審査請求人は、笠松町下水道条例第 7 条に基づく排水設備の設置にあたり、処分庁に排水設備等計画確認申請を行ったが、当該排水設備工事の完了後、申請した図面との違いに気づき、工事施工業者が計画変更確認の届出を行っていたことを知った。本請求人にとっては不本意な変更であるため、処分庁が行った変更確認を取り消すことを請求するものである。

### 第 3 事実関係

#### （1）関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

ア **笠松町下水道条例第 7 条第 1 項**は、「排水設備」及び「下水道法第 24 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設」について、新設等を行おうとする者が、「あらかじめ、その計画がその設置及び構造に関する法令の規定に適合しているかについて、町長の確認を受けなければならない」としている。本審査請求人が確認を受けようとしているのは「排水設備」である。

当該「排水設備」については、**下水道法第 10 条第 1 項**が、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者・・・は、遅滞なく、・・・その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。」としている。

その上で、**笠松町下水道条例第7条第2項**は、当初の計画を変更しようとするときは、「あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。」としているが、その変更が「**排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更**」にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。」としている。

笠松町下水道条例第7条の概要を整理すると、下表のようになる。

|   | 根拠               | 申請内容                             | 方法 | 処分庁             |
|---|------------------|----------------------------------|----|-----------------|
| A | 条例第7条第1項         | 確認申請                             | 書面 | 確認「確認通知書」交付     |
| B | 条例第7条第2項         | 変更の届出                            | 書面 | 確認「確認通知書(変更)」交付 |
| C | 条例第7条第2項<br>ただし書 | 変更の届出<br>(構造に影響を及ぼす<br>おそれのない変更) | —  | —               |

イ 次に、排水設備の備えるべき基準に関する規定は、下記のとおりである。

## 記

### 下水道法（昭和33年法律第79号）

（排水設備の設置等）

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

### 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第8条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏

水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾こう配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾こう配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

## 笠松町下水道条例施行規則（平成4年規則第2号）

（排水設備の構造基準）

第4条 排水設備の構造基準については、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（1） 下水の流速は、1秒間に0.6メートルから1.5メートルの範囲内とする。

（2） 排水管の土被りは、私道内では45センチメートル以上とし、宅地内では、20センチメートル以上とする。

## (2) 処分内容及び理由

審査請求人の排水設備設置に係る経緯は次のとおりである。

令和○年 ○月○日 工事施工業者が排水設備等計画確認申請（当初申請）を提出

○月○日 処分庁が確認を行い確認通知書を交付

○月○日～○日 工事実施（審査請求人の記録による）

○月○日 工事施工業者が工事完了届を提出

○月○日 完了検査

この間に  
工事施工業者から  
変更の届出を  
受ける※

※なお、審査請求人は、変更の届出を知ったのは後日であったと主張している。

## (3) 審理手続の経過

令和6年2月20日 審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、「排水設備等計画変更確認を取り消す」件について審査請求を行った。

令和6年3月 4日 審理員が指名された。

令和6年3月11日 審査請求人より法律上の資格を有しない者の書面の提出や参加等についての異議の上申書が提出された。

令和6年3月25日 処分庁より弁明書が提出された。

令和6年5月 9日 審査請求人より反論書、口頭意見陳述申立書及び質問事項通知書が提出された。

令和6年5月15日 審査請求人より証拠書類等が提出された。

令和6年6月27日 処分庁より弁明書（補充）が提出された。

令和6年7月 5日 口頭意見陳述を行った。

令和6年11月20日 審理員より審理員意見書が提出された。

令和6年12月20日 行政不服審査会にて審議を行った。

## 第4 審理関係人の主張の要旨

### (1) 審査請求人の主張の要旨

ア 処分庁の排水設備等計画変更確認は下記の理由により違法・不当であるとして、当該確認の取消しを求めている。

① 工事施工業者より提出された『排水設備等計画確認申請書（変更）』は、自分が知らない間に提出されたものであり、自身の意思に基づいた届出ではない。

② 処分庁が、『排水設備等計画確認申請書（変更）』について、笠松町下水道条例第7

条、笠松町公文書規程及び笠松町行政手続条例第7条に沿った適切な対応をしていない。

②-1 本人の押印又は自署がないのに受領している。

②-2 受付印がなく、受付日・確認日は当初の確認申請書と同じ日を処分庁で追記したものである（処分庁も認めている）。

②-3 条例に規定する「あらかじめ」提出されたものであるかどうか疑わしい。

イ なお、審査請求人の意思なく行われたとする変更内容は次のとおりである。

変更1 トイレの床排水からの柵の位置について、当初申請では便器からの排水柵の上流（東側）であったものが下流（西側）に変更されている。これによりトイレの便器からの汚物が下流にある床排水の柵に取り付けられたトラップ部に貯まり悪臭を放つおそれがあるため、当初申請時点で上流に設置するよう工事施工業者に要望していた。

変更2 電気温水器のドレンパイプの直下に設置するはずだった小口径の丸型の柵が削除された。

変更3 勝手口通気口の位置が西側に変更された。

## （2）処分庁の主張の要旨

上記（1）ア①については、審査請求人と工事施工業者の双方が合意の上で、届け出たものと認識している。

上記（1）ア②については、トイレ床排水からの柵の位置の変更は笠松町下水道条例第7条第2項ただし書における「排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更」であり、「事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる」との規定に基づき変更部分について図面で説明を受けたものである。工事施工業者が便宜上、排水設備等計画確認申請書（変更）と同じ様式を用いただけで、条例に基づき「変更について書面で届け出」たものではないため、押印・受付等について笠松町公文書規程及び笠松町行政手続条例に沿った取り扱いはしておらず、当方で参考に記載した日付等の追記も問題ない。（※笠松町下水道条例第7条の概要の「C」を主張）

②-3については、排水設備等工事完了届の提出以前に工事施工業者から届出を受けたものであり、「事前に」との要件に反していない。

## 第5 論点整理

当審査会も、審査請求人の請求を認容するためには、下記の論点について認められなければならないと考える。

## 記

- ① 変更の届出が、審査請求人の意思によるものではないと認められるか。
- ② 変更内容が、処分庁の主張する「排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更」ではなく、笠松町下水道条例第7条第2項に基づく「書面による変更の届出」として取り扱うべきものであるか。
- ③ 届出に対する処分庁の対応に瑕疵があるか。
- ④ 審査請求の対象となる行政庁の処分が存在するといえるか、処分を取り消すことができるか。

## 第6 審理員判断（審理員意見書要旨）

### （1）論点に対する判断

論点① 変更の届出が、審査請求人の意思によるものではないと認められるか。

変更の届出は、審査請求人の意思によるものではないとはいき切れず、この点を争うのであれば審査請求人と工事施工業者の間の契約履行に関する問題であるため、ここでは判断できない。

論点② 変更内容が、処分庁の主張する「排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更」ではなく、笠松町下水道条例第7条第2項に基づく「書面による変更の届出」として取り扱うべきものであるか。

「構造に影響を及ぼすおそれのない変更」については法規上の明確な規定や運用基準がないが、下水道法施行令第8条第11号における「臭気の発散による生活環境の保全」を備えるべき基準として本案件に適用すれば、枿の位置により悪臭が発生する可能性があるのであれば「構造に影響を及ぼすおそれのある変更」であるといえ、本届出は笠松町下水道条例第7条第2項の書面による変更の届出として取り扱うべきものであると考える。

論点③ 届出に対する処分庁の対応に瑕疵があるか。

論点②の見解により、本件の変更の届出は笠松町下水道条例第7条第2項に基づく「書面による変更の届出」であり、押印・受付や届出の時期的要件について法規に基づいた取り扱いをしなかったことは処分庁の瑕疵である。

論点④ 審査請求の対象となる行政庁の処分が存在するといえるか、処分を取り消すことができるか。

処分庁が変更の届出として確認行為を行っていない以上、現時点では取り消すべき処分が存在しない。

## (2) 審理員結論

上記(1)の論点をふまえ、当該届出は笠松町下水道条例第7条第2項に基づく書面による変更の届出として取り扱うべきものであり、処分庁の対応は不適切であったと認められ、審査請求人の主張の一部は認められる。

しかし、現時点で取り消すべき変更確認は存在しない。

さらに、処分庁の手續に瑕疵があったとはいえ、完成された排水設備は法で定められた備えるべき基準を満たしており、10月13日の工事完了検査では審査請求人本人も立ち合いのうえ確認している。また、現時点で設備の不備は認められない中、処分庁が再度正当な手續による変更確認を行うとした場合の原状復帰と再工事は非合理的であると考ええる。

よって、審査請求人の主張する排水設備等計画変更確認は取り消すことのできるものではない。

## 第7 審査会判断

### (1) 論点に対する判断

#### 論点①

変更の届出が審査請求人の意思によるものでないと認められるかについては、次の点を指摘することができる。第一に、審査請求人が自ら撮影した工事中の写真(第5号証～第7号証)から、工事の途中経過を見ていることが確認できる。第二に、さらに排水設備工事完了届に本人が自署・押印している(第3号証)。これらの点からすれば、審査請求人は、完了後の状態を認め変更を承認しているものと考えるのが自然である。

よって、審査請求人の意思による変更ではないとの主張は認められない。

#### 論点②

「構造に影響を及ぼすおそれのない変更」であるかどうかについて、本件はトイレの床排水の配管の位置を既設配管の利用により変更したものであるが、配管の位置に関わらず、下水道法施行令第8条及び笠松町下水道条例施行規則第4条で定める「排水設備が備えるべき構造基準」を満たすことから、本変更がこれらの基準に関わるものとは言い難い。したがって、構造への影響は認められないものと考ええる。審理員は下水道法施行令第8条第11号を判断の根拠としているが、これはビルの地下階からの汚水を一時的に貯留する排水槽等を想定したものであり、一般住居を対象とするものではないため、本件に適用する必要はないものである。

また、審査請求人の主張する〇〇〇市の基準(第8号証)は〇〇〇市の独自の規定であり、笠松町の事例に適用する根拠は見当たらない。

その上で、変更理由である既設配管の利用について、当初の計画確認申請の時点で審査請求人が「屋内既設配管利用念書」に署名・押印していること（第1号証）を踏まえると、処分庁が当該変更を確認の不要な届出として取り扱ったことは妥当であるといえる。

以上により、処分庁が本件の変更を「構造に影響を及ぼすおそれのない変更」として笠松町下水道条例第7条第2項ただし書を適用したことは妥当であるというべきである。したがって、審査請求人の主張は認められない。

#### 論点③

論点②の見解により、本件の変更の届出は笠松町下水道条例第7条第2項本文に基づく「書面による変更の届出」として取り扱う必要はないものである。したがって、押印・受付などの法令に基づく行政手続は適用されることはなく、それゆえ、処分庁の瑕疵は問題にならない。よって、審査請求人の主張は認められない。

ただし、書面による必要のない届出であっても、「事前に」届け出る必要は明記されていることから、届出の時期的要件については、処分庁の対応に改善すべき点があると考ええる。

#### 論点④

論点②の見解により、本件の変更の届出は笠松町下水道条例第7条第2項ただし書に基づく変更の届出として取り扱うべきものであり、処分庁の「確認」という処分が存在しないとの判断は妥当である。

#### その他

審理員が論点に挙げていない2つの変更点（第4 審理関係人の主張の要旨 （1）審査請求人の主張の要旨 イ 変更2，3）についても、次の理由により審査請求人の主張は認められない。

変更2 電気温水器のドレンパイプ直下の桝の削除については、論点②に対する判断と同様、排水設備が備えるべき構造基準を満たしており構造に影響があるとは言えない。

また、変更3 勝手口通気口の位置については、論点①に対する判断と同様、排水設備工事完了届に本人が自署・押印している点から審査請求人が承認しているものと考えられる。

#### （2）審査会結論

以上に述べたとおり、本件の変更の届出は、笠松町下水道条例第7条第2項ただし書に基づく変更の届出として取り扱うべきものであり、処分庁の「確認」という行為を要しない。したがって、取り消すべき処分は存在しない。そうである以上、「第1 審査会の結論」のとおり、本件審査請求は却下すべきである。



## 第8 付言

処分庁が本件の変更の届出を「構造に影響を及ぼすおそれのない変更」と判断し書面による必要のない届出として取り扱ったことは妥当であるが、「事前に」届け出るとの時期的要件の遵守に対する認識が不足していたことは否めない。もとより、工事は施工業者と申請者本人との間で調整のうえ進められ、その詳細については届出がない限り工事完了検査まで処分庁が知り得るものではない。とはいえ、処分庁においては、変更の際の事前の手續について、工事施工業者への周知・指導を徹底することが望まれる。

以 上